

交通局懲戒処分の標準例 処分量定一覧

令和6年8月1日改正

事由	処分量定				
	戒告	減給	停職	免職	
(1) 一般 勤務関係	ア 酒気帯び出勤(乗務員及び運転士)				
	イ 学歴詐称				
	ウ 守秘義務違反 公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 具体的に命令又は注意喚起されたセキュリティ対策を怠った場合				
	エ 個人情報の不当利用				
	オ 勤務態度不良 公務の運営に重大な支障を生じさせた場合				
	カ 旅客に対する不適切な言動				
	キ パソコン・インターネットの不正利用				
	ク (ア)違法な政治的行為(地公法36条第1項違反)				
	(イ)違法な政治的行為(地公法36条第2項違反)				
	(ウ)違法な政治的行為(地公法36条第3項違反)				
	(エ)違法な政治的行為(公職選挙法、政治資金規正法違反)				
	ケ (ア)違法な労働組合活動(地方公営企業等労働関係法11条第1項前段違反)				
	(イ)違法な労働組合活動(地方公営企業等労働関係法11条第1項後段違反)				
	コ 営利企業等従事				
	サ (ア)欠勤(7日以内)				
	(イ)欠勤(8日以上14日以内)				
	(ウ)欠勤(15日以上)				
	シ 職場内秩序びん乱				
	ス 虚偽申請				
	セ 虚偽報告				
	ソ (ア)公文書の不適切な取扱い(偽造、変造、虚偽公文書作成、毀棄)				
	(イ)公文書の不適切な取扱い(決裁文書の改ざん)				
	(ウ)公文書の不適切な取扱い(公文書の改ざん、紛失、廃棄、その他不適切な取扱い)				
	タ (ア)職場におけるハラスメント(セクシュアル・ハラスメント)				
	(イ)職場におけるハラスメント(パワー・ハラスメント)				
	(ウ)職場におけるハラスメント(その他のハラスメント)				
	チ (ア)収賄・供応(収賄)				
	(イ)収賄・供応(供応)				
	(2) 公金・物品 取扱い関係	ア 横領			
		イ 窃取			
ウ 詐取					
エ 紛失					
オ 盗難					
カ 物品損壊 故意又は重大な過失のある時					
キ 出火・爆発 故意又は重大な過失のある時					
ク 諸給与の違法支払・不適正受給					
ケ 不適切な事務処理(知りながら容認した場合を含む)					
コ 公金及び物品等の処理不適正					
(3) 公務外 非行関係	ア 放火				
	イ 殺人				
	ウ 傷害				
	エ 暴行・けんか				
	オ 器物損壊(故意の場合)				
	カ (ア)横領(自己の占有する他人の物を横領)				
	(イ)横領(遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領)				
	キ 窃盗				
	ク 詐欺・恐喝				
	ケ 賭博・ノミ行為 胴元としての行為を果たした場合				
	コ 麻薬等の所持等				
	サ (ア)わいせつ行為等(不同意わいせつ)				
	(イ)わいせつ行為等(淫行)				
	(ウ)わいせつ行為等(痴漢行為)				
(エ)わいせつ行為等(盗撮行為)					
(オ)わいせつ行為等(その他わいせつな行為)					
シ ストーカー行為					
(4) 交通事 故・交通 法規違反 関係	ア (ア)人身事故(死亡) 措置義務違反等がある場合 (イ)人身事故(重大な傷害) 措置義務違反等がある場合 (ウ)人身事故(傷害・措置義務違反)				
	イ 物損事故(重過失又は措置義務違反)				
	ウ 交通法規違反(飲酒運転等を除く重大な交通法規違反)				
	エ (ア)飲酒運転等(飲酒運転) 事故を起こした場合 (イ)飲酒運転等(飲酒運転の容認等)				
(5) 監督責任 関係	ア 管理監督責任 イ 事実を隠匿し、又は黙認した場合				